

會學濟經學大國帝都京 叢論濟經

號六第

卷六十第

行發日一月六年二十正大

論叢

賣上税の本質及長所 法學博士 神戸 正雄

日本經濟史の特性 法學士 本庄榮治郎

サン・シモン派の社會改造哲學及び連帶思想 文學博士 米田庄太郎

價値の類型と個性 法學士 恒藤 恭

時論

支那の産業に對する投資 法學博士 戸田 海市

税法の新改正を論ず 法學博士 小川郷太郎

說苑

婚姻年齡の統計的研究 經濟學士 岡崎 文規

雜錄

東京市の水面人口及所帶 法學博士 財部 靜治

炭鑛労働者の生計狀態 法學博士 河田 嗣郎

附錄

本誌第十六卷總目錄

婚姻年齢の統計的研究（二・完）

岡崎 文規

第三、婚姻年齢の統計的研究

既述せる如く、從來の婚姻年齢に關する統計的研究は統計資料に種々なる不備ありしたため、幾多の制約を蒙つてゐる。私が調査し得たる統計資料に基いて、該研究の遺憾なる點を補正する事もさる事ながら、私は婚姻年齢に關し、寡聞なる私の知れる限りに於ては未開拓のまゝ殘されてゐる若干の問題に對し統計的研究を試み度いのである。

一、夫の年齢による妻の平均婚姻年齢

双方初婚者の場合に就いて言へば、初婚男子と婚姻する初婚女子の平均婚姻年齢は二十五歳であるが、夫の婚姻年齢に應じて、妻の平均婚姻年齢に種々なる差異がある筈である。夫の年齢を順次に數へ、之に應ずる妻の平均婚姻年齢を知らうとするのである。

夫の年齢による妻の婚姻平均年齢には四つの場合がある。即ち（イ）初婚男と婚姻せる初婚女の平均年齢。（ロ）再婚男と婚姻せる再婚女の平均年齢。（ハ）再婚男と婚姻せる初婚女の平均年齢。（ニ）初婚男と婚姻せる再婚女の平均年齢これである。例を夫の年齢による初婚男と婚姻せる初婚女の平均

年齢の場合にとり、其の算定方法を説明する。第五表^{*}に於て見る如く、横に夫の年齢を數へ、縦に妻の年齢を取る。そして夫妻相互の年齢により各相當欄に妻の婚姻者數を記入する。括弧内の算數字はそれである。且つ妻の婚姻者の總婚姻年齢を各相當欄に記入する。括弧の下にある日本數字がそれである。次に夫の年齢による妻の婚姻者數及び其の總婚姻年齢を數へ、妻の婚姻數を以て、其の總婚姻年齢を除して得たる商は、即ち夫の年齢による妻の平均婚姻年齢である。第五表に於て見れば、十八歳の夫と婚姻せる妻の婚姻數は一、其の年齢は十九歳であつて、其の平均年齢は十九歳である。十九歳の夫と婚姻せる妻の婚姻數は四、其の總年齢は八十五歳であつて、其の平均年齢は二十一歳とコンマ二五である。他の三場合にも之と同一の手續を施して得たる結果が第六表である。

第六表に於ける四つの場合が共通する特徴は、夫の婚姻年齢が高まるに伴れて妻の婚姻年齢も増加してゐることである。もう一つの特徴は右に述べた傾向は全般として見逃す事の出来ないものであるけれども、何れの場合に於ても、夫の婚姻年齢が四十歳以上に及ぶと、妻の婚姻年齢は頗る不整調な波動を打ち、其の凹凸に甚しいものがある。これ四十歳以下の婚姻者數に比較して、四十歳以上の婚姻者數乏しき爲と、一は四十歳以上の婚姻者にありては婚姻條件として相互の婚姻年齢を考慮する事比較少きが爲めであらう。双方初婚者の場合、夫の婚姻年齢が四十歳に達する迄は、妻の婚姻年齢も之に應じて頗る自然的上昇を示し、恰も一直線をなしてゐるのであるが、夫の婚姻年齢が四十歳以後にありては、この一直線は上下常なき曲線となり、幾多の山を作るを見る見れば、この想像の眞實に近きを知り得るのである。次に夫の婚姻年齢が四十歳以下の場合に在りては、夫の婚姻年齢の増加に應じて妻の婚姻年齢の最も自然的上昇を示せるは、既に言

^{*}第五表は本誌前々號(附表第四頁)にあり。

及せる如く、双方初婚者の場合にして、次は男再婚者女初婚者の場合、其の次は双方再婚者及び男初婚者女再婚者の何れの場合とも決し兼ねる。が、後二者の婚姻数を少なくとも男再婚者女初婚者の場合に於けると同数の婚姻数に増加すれば、或は後二者の作れる不整調なる勾配も、男再婚者女初婚者の場合に於ける勾配と略ぼ近似の勾配を示すこととなるやも計られない。兎も角、双方初婚者の場合に於ける勾配が極めて自然的なるは、双方婚姻者が相互の年齢を考慮する事甚しき以外に、他の場合に比較して頗る大数を以てせるが故である。

左に第六表を掲げる。第二圖表は夫の婚姻年齢四十歳以上に達すると、之に應ずる妻の婚姻年齢が如何に調子を亂してゐるかを示してゐる。

第六表 夫の年齢による妻の婚姻平均年齢

夫の年齢	初婚男と婚姻せる 初婚女の平均年齢		再婚男と婚姻せる 再婚女の平均年齢		再婚男と婚姻せる 初婚女の平均年齢		初婚男と婚姻せる 再婚女の平均年齢	
	婚姻数	妻の婚姻年齢の和 平均年齢	婚姻数	妻の婚姻年齢の和 平均年齢	婚姻数	妻の婚姻年齢の和 平均年齢	婚姻数	妻の婚姻年齢の和 平均年齢
十八	一	12.00						
十九	四	11.75						
二十	三	11.33						
二十一	六	10.83						
二十二	四	10.25						
二十三	四	11.00						
二十四	一	11.50			三	19.50	一	11.00

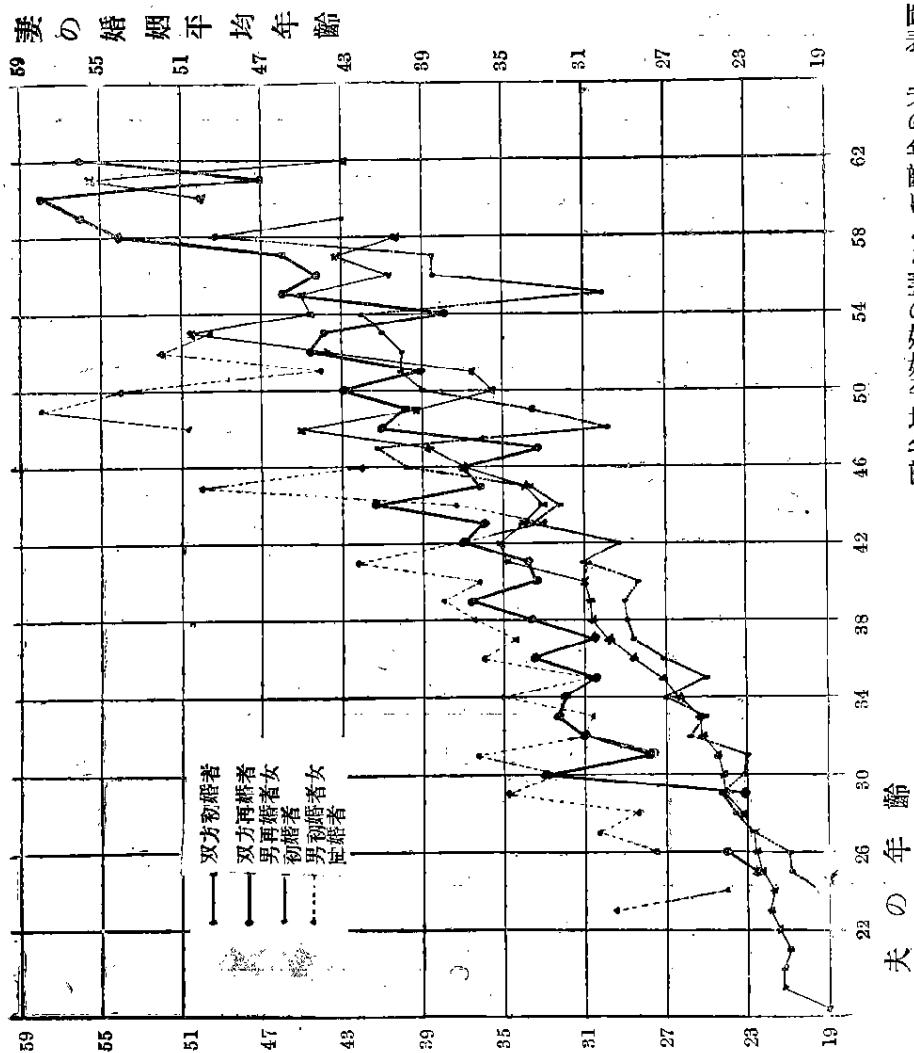
説苑 婚姻年齢の統計的研究(一・元)

第十六號 (第六卷) 一〇一〇

二十五	二六〇	四〇・四	二二・六	一	二二	四〇・〇	一	一	二七・五
二十六	一八三	四二・三	二二・〇	一	二二	四二・〇	一	一	二九・八
二十七	一〇七	四三・〇	二二・七	一	一	一	一	一	二八・四
二十八	二二四	四三・九	二二・〇	一	一	一	一	一	二八・四
二十九	一〇九	四三・七	二二・一〇	一	一	一	一	一	二八・四
三十	一〇八	四三・〇	二二・一〇	一	一	一	一	一	二八・四
三十一	一三三	四三・四	二二・九	一	一	一	一	一	二八・四
三十二	一三二	四三・〇	二二・三	一	一	一	一	一	二八・四
三十三	一〇六	四三・〇	二二・〇	一	一	一	一	一	二八・四
三十四	九九	四三・〇	二二・六	一	一	一	一	一	二八・四
三十五	六二	四三・〇	二二・六	一	一	一	一	一	二八・四
三十六	五九	四三・〇	二二・六	一	一	一	一	一	二八・四
三十七	四四	四三・〇	二二・六	一	一	一	一	一	二八・四
三十八	二九	四三・〇	二二・六	一	一	一	一	一	二八・四
三十九	二九	四三・〇	二二・六	一	一	一	一	一	二八・四
四十	二六	四三・〇	二二・六	一	一	一	一	一	二八・四
四十一	二二	四三・〇	二二・六	一	一	一	一	一	二八・四
四十二	二二	四三・〇	二二・六	一	一	一	一	一	二八・四
四十三	二三	四三・〇	二二・六	一	一	一	一	一	二八・四
四十四	一四	四三・〇	二二・六	一	一	一	一	一	二八・四
四十五	一〇	四三・〇	二二・六	一	一	一	一	一	二八・四
四十六	八	四三・〇	二二・六	一	一	一	一	一	二八・四
四十七	一〇	四三・〇	二二・六	一	一	一	一	一	二八・四

馥苑

第二圖表 夫の年齢による妻の婚姻平均年齢



二、妻の年齢による夫の平均婚姻年齢

妻の年齢による夫の平均婚姻年齢にも四つの場合がある。即ち(一)初婚女と婚姻せる初婚男の平均年齢。(ロ)再婚女と婚姻せる再婚男の平均年齢。(ハ)再婚女と婚姻せる初婚男の平均年齢。(ニ)初婚女と婚姻せる再婚男の平均年齢これである。夫の年齢による妻の平均婚姻年齢を算定すると同一の手續を施して、左の如き第七表を得たのである。

第七表 妻の年齢による夫の婚姻平均年齢

妻の年齢	初婚女と婚姻せる 初婚男の平均年齢		再婚女と婚姻せる 再婚男の平均年齢		再婚女と婚姻せる 初婚男の平均年齢		初婚女と婚姻せる 再婚男の平均年齢	
	婚姻数	夫の婚姻平均年齢	婚姻数	夫の婚姻平均年齢	婚姻数	夫の婚姻平均年齢	婚姻数	夫の婚姻平均年齢
十六	五	11.7	17.00	17.00	17.00	17.00	17.00	17.00
十七	1	16.0	16.00	16.00	16.00	16.00	16.00	16.00
十八	4	11.1	16.1	16.1	16.1	16.1	16.1	16.1
十九	3	11.4	16.4	16.4	16.4	16.4	16.4	16.4
二十	3	11.4	16.4	16.4	16.4	16.4	16.4	16.4
二十一	3	11.4	16.4	16.4	16.4	16.4	16.4	16.4
二十二	3	11.4	16.4	16.4	16.4	16.4	16.4	16.4
二十三	3	11.4	16.4	16.4	16.4	16.4	16.4	16.4
二十四	3	11.4	16.4	16.4	16.4	16.4	16.4	16.4
二十五	3	11.4	16.4	16.4	16.4	16.4	16.4	16.4
二十六	3	11.4	16.4	16.4	16.4	16.4	16.4	16.4

說苑 婚姻年齡の統計的研究(二・完)

二十七	108	三・三三	二・四四	三	二・五	三六・三三	五	一六	三三・一〇	三	二〇	三六・八〇
二十八	六六	三・一七	三・九八	三	108	三六・〇〇	四	一三	三〇・五五	三	二四	三六・七五
二十九	六六	二・二九	三・七五	三	108	三六・二二	三	八八	三六・五五	二	二六	三六・三三
三十	六六	二・〇三	三・六八	三	108	三六・二二	三	九三	三六・五五	二	二六	三六・三三
三十一	六六	一・〇〇	三・六二	三	108	三六・〇〇	三	八八	三六・五五	二	二六	三六・三三
三十二	六六	八・一一	三・六二	三	108	三六・〇〇	三	八八	三六・五五	二	二六	三六・三三
三十三	六六	七・八二	三・六二	三	108	三六・〇〇	三	八八	三六・五五	二	二六	三六・三三
三十四	六六	七・八二	三・六二	三	108	三六・〇〇	三	八八	三六・五五	二	二六	三六・三三
三十五	六六	七・八二	三・六二	三	108	三六・〇〇	三	八八	三六・五五	二	二六	三六・三三
三十六	六六	七・八二	三・六二	三	108	三六・〇〇	三	八八	三六・五五	二	二六	三六・三三
三十七	六六	七・八二	三・六二	三	108	三六・〇〇	三	八八	三六・五五	二	二六	三六・三三
三十八	六六	七・八二	三・六二	三	108	三六・〇〇	三	八八	三六・五五	二	二六	三六・三三
三十九	六六	七・八二	三・六二	三	108	三六・〇〇	三	八八	三六・五五	二	二六	三六・三三
四十	六六	七・八二	三・六二	三	108	三六・〇〇	三	八八	三六・五五	二	二六	三六・三三
四十一	六六	七・八二	三・六二	三	108	三六・〇〇	三	八八	三六・五五	二	二六	三六・三三
四十二	六六	七・八二	三・六二	三	108	三六・〇〇	三	八八	三六・五五	二	二六	三六・三三
四十三	六六	七・八二	三・六二	三	108	三六・〇〇	三	八八	三六・五五	二	二六	三六・三三
四十四	六六	七・八二	三・六二	三	108	三六・〇〇	三	八八	三六・五五	二	二六	三六・三三
四十五	六六	七・八二	三・六二	三	108	三六・〇〇	三	八八	三六・五五	二	二六	三六・三三
四十六	六六	七・八二	三・六二	三	108	三六・〇〇	三	八八	三六・五五	二	二六	三六・三三
四十七	六六	七・八二	三・六二	三	108	三六・〇〇	三	八八	三六・五五	二	二六	三六・三三
四十八	六六	七・八二	三・六二	三	108	三六・〇〇	三	八八	三六・五五	二	二六	三六・三三
四十九	六六	七・八二	三・六二	三	108	三六・〇〇	三	八八	三六・五五	二	二六	三六・三三
五十	六六	七・八二	三・六二	三	108	三六・〇〇	三	八八	三六・五五	二	二六	三六・三三
五十一	六六	七・八二	三・六二	三	108	三六・〇〇	三	八八	三六・五五	二	二六	三六・三三

[illegible]

第七表に就いて見るも、四つの場合に共通なる特徴は、妻の婚姻年齢が高まるに伴れて夫の婚姻年齢も増加してゐることである。妻の婚姻年齢に應ずる夫の婚姻年齢の不整理なるは前の場合よりも甚しく、只僅かに双方初婚者の場合に、妻の婚姻年齢が三十歳に達せざる限度に於て、自然的勾配を示せる以外には、概して頗る不規則な波動を打つてゐる。

三、夫の婚姻年齢の妻の婚姻年齢に對する差數分布の統計

例を双方初婚者の場合に取りて言へば、夫の平均年齢三十歳コンマ一九は妻の平均婚姻年齢二十五歳コンマ〇一に對し五歳コンマ一八を超過せる事は、前段に於て既に之を知つたのである。

乍併、此の二千二百七十の總婚姻場合が之と同一の差數を有してゐるのではない。即ち婚姻個々の場合に就きて夫妻の婚姻年齢の差數を見、それが如何なる割合に分布されてゐるかを明らかにしなければならぬ。これも四つの場合、(イ)双方初婚者の場合、(ロ)双方再婚者の場合、(ハ)再婚男と初婚女との場合、(ニ)再婚女と初婚男との場合の各に就て、夫の婚姻年齢の妻の婚姻年齢に對する差數を各婚姻場合に就いて一々之を調査したのである。圖表作製の便宜上、總數に對する各件數の比率を算定した。

以上は、例を再び双方初婚者の場合に取りて言へば、二千二百七十の婚姻場合が夫の婚姻年齢の妻の婚姻年齢に對する差數に應じて、如何に分布されてゐるかを明らかにし得たものであるが同年の場合、夫が一年長なる場合、或は夫が一年小なる場合にありても、一件は均しく一件として計上されてゐるから、之によつては、夫の婚姻年齢の妻の婚姻年齢に對する差數の分布を知る事が出来ない。之を知る爲めには各件數に重さを附せねばならない。即ち同年なるものは何件あらうともそれは零歳、夫が一年長なるもの一件はプラス一歳、夫が一年小なるものはマイナス一歳である。斯くの如く差數年齢に應ずる各件數の下に分布されてゐる所の、各件數に重さを附せられたものは、取りもなほさず夫の平均婚姻年齢の妻の平均婚姻年齢に對する差數を構成する要素である。各件數に重きを附せられたるものの總數を總件數にて除して得たる商がそれである。

からである。

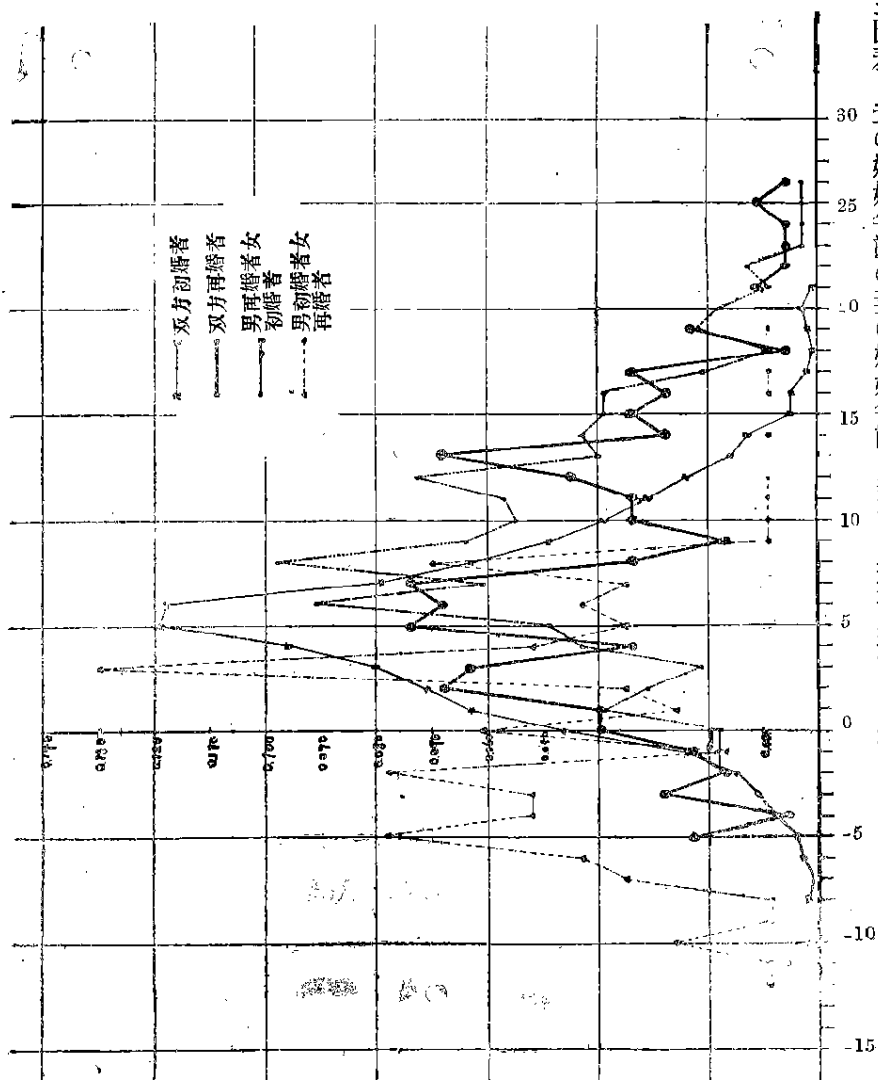
私は左の第八表に於て、先づ差數年齡を數へ、既述せる四つの場合に就いて、一々其の各件數總件數に對する各件數の比率を算定し、且つ各件數に重さを附せるものを記述した。

第八表 夫の婚姻年齡に對する差數分布の統計

差數年齡	件數	總數に對する各件數の比率	件數	總數に對する各件數の比率	件數	總數に對する各件數の比率	件數	總數に對する各件數の比率
十六年	1	0.00012	1	0.00012	1	0.00012	1	0.00012
十四年	1	0.00012	1	0.00012	1	0.00012	1	0.00012
十三年	1	0.00012	1	0.00012	1	0.00012	1	0.00012
十二年	1	0.00012	1	0.00012	1	0.00012	1	0.00012
十一年	1	0.00012	1	0.00012	1	0.00012	1	0.00012
十年	1	0.00012	1	0.00012	1	0.00012	1	0.00012
九年	1	0.00012	1	0.00012	1	0.00012	1	0.00012
八年	1	0.00012	1	0.00012	1	0.00012	1	0.00012

[illegible]

第三圖表 夫の婚姻年齢の妻の婚姻年齢に對する差數分布の圖表



第三圖表に就いて、先づ四つの場合を各別的に觀察するとしよう。双方初婚者の場合に有つては、夫の婚姻年齢が妻の婚姻年齢より五歳長なるもの最も多數を占め、之を頂點として、マイナス七年よりプラス十七年に至る底邊上に二等邊三角形を描いてゐる。従つて婚姻場合の大多數は夫の婚姻年齢が妻の婚姻年齢よりも年長であつて、其の逆の場合は極めて少數である。次に双方再婚者の場合を見るに、双方初婚者の場合と同様、婚姻場合の大多數は夫の婚姻年齢が妻の婚姻年齢よりも年長であるが、凹凸常な、何歳年長なるものを中心とすべきかは決し兼ねるのである。二歳長、五歳長、十三歳長の三つを頂點とする三個の山が描かれてゐるからである。これは双方初婚者の場合に比較して、この場合には夫妻の年齢の差数を考慮すること少なき爲めであらう。男再婚者女初婚者の場合を見るに、夫の婚姻年齢が妻の婚姻年齢より年小なるもの前二者の場合より更に少なく、殆んど全部、夫の年齢の方が年長であると言つてもよい。双方初婚者の場合に於て既に其の大多數は夫の年齢の方が年長であるから、再婚男と初婚女との婚姻に此の事あるは極めて當然の事と想像される。双方再婚者の場合に於けると同様、何歳年長なるものを中心とすべきかは決し難い。六歳長、八歳長、十二歳長の三つを頂點とする三個の波動が描かれてゐるからである。乍併、双方初婚者の場合に於ては、五歳長なるものが其の頂點であつたに對し四、五歳長なるものは波の谷をなしてゐるに過ぎない。即ち双方初婚者の場合に比較すると、この場合には年齢差数の大なるもの多數を占めてゐるのである。最後に男初婚者女再婚者の場合を

見るに、前三者の場合と大いに異なり、夫の婚姻年齢が妻の婚姻年齢よりも年小なるもの甚だ多し。且つ夫の方の年長なるものも多くは年齢差數小なるものに限られ、重心はプラス三歳のところにある。この場合に於ては、両者の婚姻年齢が他の場合に比較して、一般に一層接近してゐる事も見易い所である。

四、双方初婚者の場合に於ける婚姻頻繁期に關する統計

婚姻期に關する問題は双方初婚者の場合に於て最も重要である。寧ろ他の場合の婚姻期を云々するは無意味に近い事であらう。故にここでは双方初婚者の場合に於ける婚姻期に就いてのみ考察を試みる事とする。

前に双方初婚者の婚姻年齢に Galton's Method を施せる際、六分位數を採用したのは他でもない。中位數によつて、平均婚姻年齢を知ると同時に、六分位數によつて個體の分布状態をも合せて知り度かつたからである。

そこで、夫の方の六分位數を見ると、第一が二十五歳、第二が一歳飛んで二十七歳、其の次が中位數で二十九歳、第四がまた一歳飛んで三十一歳、最後が三歳飛んで三十五歳である。妻の方の六分位數を見ると、第一が二十一歳、第二が二十二歳、次が中位數で二十四歳、第四が二十五歳、最後が二十九歳である。次に両者を比較して見るに、夫の第一が二十五歳なるに對して、妻

の第一は二十一歳である。婚姻の第一の代表年齢は、妻の方が夫よりも遙かに若い。夫の中心数が二十九歳なるに對して、妻の方が二十四歳である事もそれを明示してゐる。次に夫の最後が三十五歳なるに對して、妻の最後は二十九歳である。妻の婚姻年齢は夫の婚姻年齢よりも若くて終りに來てゐる。今度は両者の代表的婚姻期間とも見らる可き六分位數の最初の年齢と最後の年齢との間隔を見ると、夫の場合は十一年であつて、妻の場合は九年である。即ち夫は妻に比較すると婚姻を開始する代表年齢は高く、しかも婚姻期間が長い。

婚姻數の最大なる年度を中心に、婚姻數が總婚姻數の二分の一に達する期間を婚姻頻繁期と假に名付け、両者の統計をとる事とした。夫の場合に就いて言へば、二十八歳の二百十四件が最高數で、其の次が二十九歳の二百九件、三十歳の二百八件、二十七歳の二百七件、二十六歳の百八十三件、二十五歳の百八十件を合計すると千二百一件であつて、總婚姻數二千二百七十件の半數を多少超過する事となる。期間は六ヶ年である。次に妻の場合に就いて言へば、二十二歳の三百九件が最高數で、次が二十一歳の二百六十七件、二十三歳の二百四十四件、二十四歳の二百二十八件、二十五歳の百九十八件を合計すると千二百四十六件であつて、之また總婚姻數の半數を多少超過する事となる。期間は五ヶ年である。両者の期間を比較すると夫の方が一年だけ長いのである。更に両者の各年齢に於ける婚姻歩合を見るに、夫の場合にありては全期間六ヶ年を通じて略

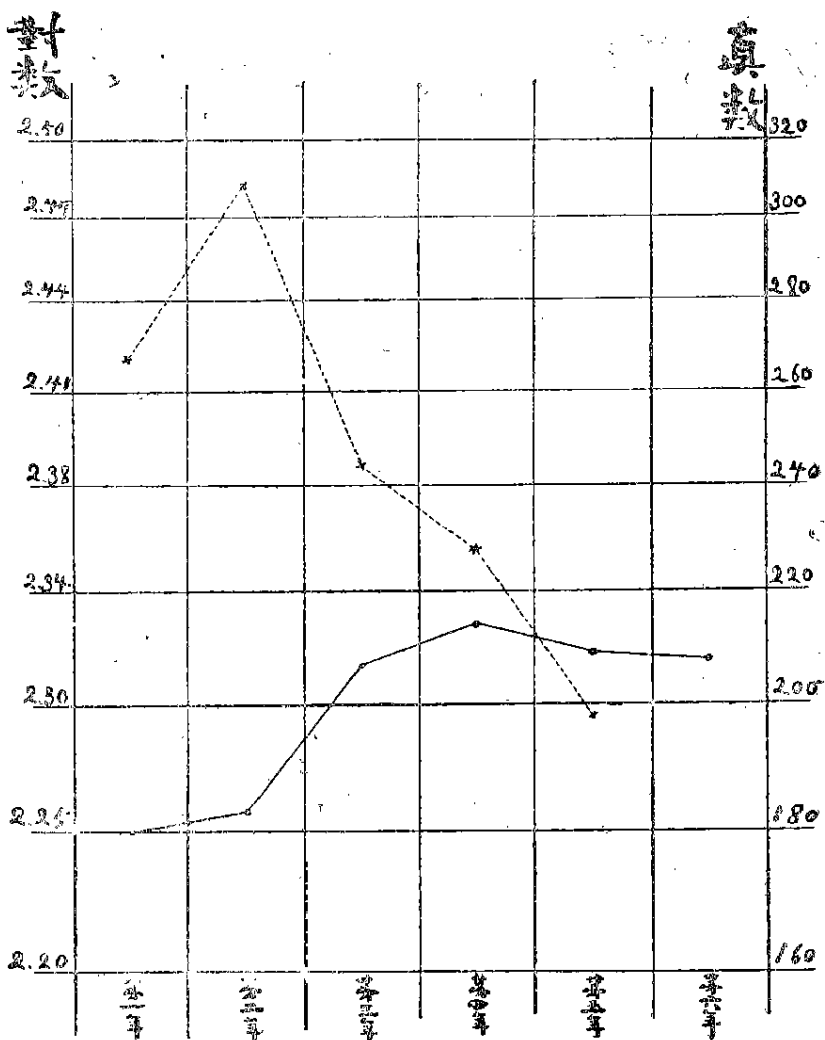
ば均等の婚姻歩合を示してゐるに反して、妻の場合にありては全期五ヶ年の婚姻歩合に非常なる高低がある。即ち夫の場合にあつては、最高の二十八歳の〇・一七八と最低の二十五の〇・一五〇との間には僅か〇・〇二八の差が存するのみであるが、妻の場合にあつては、最高の二十二歳の〇・二四八と最低の〇・一五九との間には實に〇・〇八九と言ふ大きな差が存してゐる。

これを左の第五對數圖表に於て示すと、夫の場合は第四年即ち二十八歳を最高として緩かなる曲線を描き、妻の場合は第二年即ち二十二歳を最高として、鋭い塔のやうな曲線を描いてゐる。

第九表 双方初婚者の婚姻頻繁期に關する統計

年次	年齢	初婚男女の 初婚男數	比率	對數	年次	年齢	初婚男女の 初婚女數	比率	對數
第一年	二十五	1,60	0.150	2.20139	第一年	二十一	2,23	0.214	2.32811
第二年	二十六	1,61	0.151	2.20233	第二年	二十二	2,02	0.187	2.27257
第三年	二十七	1,02	0.141	2.14672	第三年	二十三	2,02	0.187	2.27257
第四年	二十八	1,12	0.147	2.16701	第四年	二十四	2,02	0.187	2.27257
第五年	二十九	1,02	0.142	2.14672	第五年	二十五	1,25	0.142	2.15321
第六年	三十	1,02	0.142	2.14672					
全期		1,011	1.000				1,123	1.000	

第四對數圖表



男子婚姻數を示す

女子婚姻數を示す

説苑

婚姻年齡の統計的研究(二・元)

第十六卷 (第六號 一三七) 一〇二五

私の取扱つた統計材料は、其の場所に於て非常に狭く、其の時間に於て非常に短い。これに普遍的妥當的價值を見出さう等は元より思ひ設けぬ所であるが、既述の如く、京都市上京區特有の純地方色を脱し、多少なりとも一般的傾向を示すに近いものを得たるは大いに慰めとする所である。また研究方法も極めて平凡である。乍併、統計材料は微細なものゝ末に至るまで、決して之を忽せにする事なく、只管忠實なる統計的考察を加へた積りである。従つて、出來得る限り主觀的判断を避け、已むを得ざる場合にあつても、統計資料の指示する所に従つて價值を判定する事に努めたのである。

婚姻は人生の一大事である。婚姻は全く自由なる意思の選擇によつて決せられる場合は寧ろ稀れであらうが、身分上及び境遇上、他の事情の許す限りに於て、各人が各自の爲めに、最も眞面目なる態度と、最も眞剣なる考慮の結果にならないものはない。それ丈の限度に於て自由選擇乃至は各別的選擇が行はれる。婚姻の一條件たる夫妻相互の婚姻年齡に於ても亦然りである。乍併私の婚姻年齡に關する統計的研究の結果によれば、そこに自から一の中心がある事を發見するのである。しかも、それが配偶身分上の種別により、濃淡の度を異にしてゐるは頗る興味深く感ずる次第である。双方初婚者の場合に於て、この傾向の一層顯著なるを視ひ得られる。双方初婚者の場合に於ては、夫妻相互の婚姻年齡に關する考慮は他の場合に比較して一層慎重であると同時に、また他の場合に於けるが如く、諦めに近い決定を必要とする事少なく、換言すれば、強ひられざる選擇がより多く與へられてゐるからであらう。個々の場合に就てはいざ知らず、大體より言ふ時は、夫妻相互の婚姻年齡上より見たる婚姻の順境者は何と言つても双方初婚者の場合に之を見るのである。

統計材料の蒐集に際しては京都市上京區役所より多大の便宜を受けた。感謝に耐へない。